

介護保険法に基づく行政処分について

1 処分対象事業者

法人（開設者）名等	合同会社 青葉 代表社員 坂田 友代
法人の所在地	高知県高知市桜井町二丁目6番34号

2 処分対象事業所

事業所名	ふれあいセンター青葉
事業所の所在地	高知県高知市桜井町二丁目6番34号
サービスの種類 及び指定年月日	訪問介護（平成20年4月27日） 第1号訪問事業（平成30年4月1日）
事業所番号	3970103333

3 処分の内容

指定の一部の効力停止（新規利用者受入停止）

4 指定の一部の効力停止期間

6か月間（令和3年2月1日から令和3年7月31日まで）

5 指定の一部の効力を停止する理由

法第77条第1項第3号（人員基準違反）に該当

法第77条第1項第4号（設備基準及び運営基準違反）に該当

法第77条第1項第5号（人格尊重義務違反）に該当

法第77条第1項第6号（不正請求）に該当

法第77条第1項第7号（虚偽の報告）に該当

法第77条第1項第8号（虚偽の答弁）に該当

法第115条の45の9第6号（指定事業者が上記の違反をした場合）に該当